

相談費用無料

オンライン相談可

介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算

新規取得・ランクアップ 個別相談のご案内

●処遇改善加算等の専門家(社会保険労務士など)が、ご都合の良い日時に貴事業所へ直接お伺い又はオンラインにて、手続きや書類の書き方等について分かりやすくアドバイスします。

令和6年度介護保険制度改定において、
現行3つの介護職員等処遇改善加算が
一本化される見込みです。
新加算取得に向けて準備を
始めましょう!!



対象事業所(現在の加算区分)	相談回数・時間	相談期間	費用
①処遇加算Ⅱ以下又は未届け	原則2回 2時間(1回当たり)	令和5年6月23日 ～令和6年2月29日	無 料
②処遇加算Ⅰ～Ⅲ かつ 特定処遇加算Ⅱ 又は未届け			
③処遇加算Ⅰ～Ⅲ かつ ベースアップ等支援加算未届け			

相談内容の例

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①職場等環境要件の内容 | ⑤昇給の仕組みと昇給の要件の設定方法 |
| ②新しい計画書様式の記載方法及び留意点 | ⑥特定加算の配分方法について |
| ③算定要件を満たす方法 | ⑦就業規則・賃金規程の改定 |
| ④キャリアパスの策定 | ⑧保管すべき書類と議事録について など |

①介護職員処遇改善加算

■対象：介護職員のみ

■算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること

②資質向上のための計画を策定して研修の
実施又は研修の機会を確保すること

③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期
に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

③介護職員等ベースアップ等支援加算

■対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

➢処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること

➢賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

現行3加算

全体のイメージ

特定処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅱ)	特定処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅱ)	特定処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅱ)
ベースアップ等支援加算 月額0.9万円相当(注)		ベースアップ等支援加算 月額0.9万円相当(注)		ベースアップ等支援加算 月額0.9万円相当(注)	
処遇改善加算(Ⅰ) 月額3.7万円相当(注)		処遇改善加算(Ⅱ) 月額2.7万円相当(注)		処遇改善加算(Ⅲ) 月額1.5万円相当(注)	

[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

FAX 083-920-0930

(公財)介護労働安定センター 山口支部

個別訪問相談支援 申込書(無料)

※必ず 3加算と もに○を 記入して ください。	現在の 処遇加算区分	Ⅰ , Ⅱ , Ⅲ , なし		
	現在の 特定処遇加算区分	特定処遇加算Ⅰ , 特定処遇加算Ⅱ , なし		
	現在の ベースアップ加算	あり , なし		
事業所(※)				
代表者名				
所在地		〒		
電話番号		FAX番号		
メールアドレス		@		
相談者氏名		役職		

(※)対象事業所:介護サービス施設・事業所等(山口県内)

現行3加算取得済み施設・事業所等及び次の加算算定非対象サービス(介護職員が従事しないサービス)を除く

(介護予防)訪問看護・(介護予防)訪問リハビリテーション・(介護予防)福祉用具貸与・特定・

(介護予防)福祉用具販売・(介護予防)居宅療養管理指導・居宅介護支援・介護予防支援

▼具体的な相談内容(該当する番号に○・複数可)

①職場等環境要件の内容
②新しい計画書様式の記載方法及び留意点について
③算定要件を満たす方法
④キャリアパスの策定
⑤昇給の仕組みと昇給の要件の設定方法
⑥特定処遇加算の配分方法について
⑦就業規則・賃金規程の改定
⑧保管すべき書類と議事録について

▼相談希望日

第1希望	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
第2希望	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分

▼相談方法(希望に○)

1. 貴事業所へ専門家が訪問する	2. 当センターにお越しいただく
3. 貴事業所指定の場所に専門家が訪問する(場所:)	
4. オンラインで相談する(後日当センターの職員が接続方法等についてお知らせします)	

【問合せ先】 公益財団法人 介護労働安定センター 山口支部
〒753-0824 山口市穂積町1-2リバーサイド山陽Ⅱ2階
TEL 083-920-0926 【担当: 長岡】

※センター記入欄
担当 ()